

令和3年12月

水土里ネット愛知用水
愛知用水土地改良区

お詫びと差し替えのお願い

平素より、水土里ネット愛知用水に関連する事業につきまして格別なるご指導、ご鞭撻を賜り厚くお礼申し上げます。

先日発刊いたしました、機関紙「愛知用水だより」（92号）10ページにおいて一部表記に誤りがございました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます

No. 92

愛知用水だより

令和3年12月1日 発行

組合員の皆様へお願い

農地転用のお知らせ

◆農地転用負担金（決済金）について

令和3年9月16日開催の臨時総代会において、令和4年度の農地転用負担金（決済金）が議決されました。

農地転用負担金（決済金） ~~誤 263円/m³~~ **正⇒263円/m²**

施行時期 **令和4年4月1日から**

ご理解、ご協力をお願いします。

※農地転用負担金とは

農地を農地以外に転用する際に維持管理費を一括して決済していただき、残存する農地の維持管理費の負担が将来、加重的負担にならないようにするものです。

未決済の場合は、継続して賦課金が賦課されます。

◆市街化区域内の農地転用について

農地法の改正により、市街化区域内の農地については、農業委員会への届け出に際し、土地改良区が発行する受理証明書を添付する必要はありませんが、土地改良区に対する農地転用等の通知、農地転用負担金の支払い等の決済手続きは必要です。手続きがなされませんと、継続して賦課金が賦課されます。

◆公共用地への転用について

道路、河川など公共用地として買収、寄付された農地についても、土地改良区に対する農地転用等の通知、農地転用負担金の支払い等の決済手続きは必要です。公共用地への転用は、市町への農地転用手続きが免除されているため、土地改良区に通知されないことがありますので事業主と十分話し合いをして下さい。

◆譲渡費用となる農地転用負担金

宅地等に転用して譲渡する場合、土地改良区に納付した農地転用負担金が、一定の要件を満たす場合、譲渡費用とすることができます。

詳しくは、税務署へお尋ねください。